

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例の変更点

① 特定空き家等の定義の文言見直し【第2条第2号】

- ・法の条項引用でなく、文言引用に変更

最終案	前回協議会資料
<p>(2) 特定空き家等 <u>次のいずれかに該当する状態にあると認められる空き家等をいう。</u></p> <p><u>ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態</u></p> <p><u>イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態</u></p> <p><u>ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</u></p> <p><u>エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</u></p>	<p>(2) 特定空き家等 法第2条第2項に規定する特定空家等の状態にある空き家等をいう。</p>

② 管理不全空き家等の定義の文言見直し【第2条第3号】

- ・法の条項引用でなく、文言引用に変更

最終案	前回協議会資料
<p>(3) 管理不全空き家等 <u>適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等をいう。</u></p>	<p>(3) 管理不全空き家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等の状態にある空き家等(特定空き家等を除く。)又はその他市長が周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認める空き家等をいう。</p>

③ 長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等又は管理不全空き家等に対する措置【条例第12条の3】

- ・ 名称を『長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等又は管理不全空き家等』に変更
- ・ 管理不全空き家と特定空き家の条項の順番を入れ替え
- ・ 条例で独自に定めている「勧告の事前に意見聴取」、「氏名等公表」、「公表の事前に意見聴取」の規定も準用可能となるよう、条例第10条及び条例第12条の2も準用対象に追加

最終案	前回協議会資料
<p>(<u>長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等又は管理不全空き家等</u>に対する措置)</p> <p><u>第12条の3</u> 法第9条第2項、法第22条第1項から第8項まで及び第13項から第15項まで並びに<u>条例第10条</u>の規定は、特定空き家等(法第2条第2項に規定するものを除く。)について準用する。この場合において、法第22条第15項中「行政手続法(平成5年法律第88号)」とあるのは「長岡京市行政手続条例(平成8年長岡京市条例第25号)」と読み替えるものとする。</p> <p><u>2</u> 法第13条及び<u>条例第12条の2</u>の規定は、管理不全空き家等(法第13条第1項に規定するものを除く。)について準用する。</p>	<p>(法の規定が適用されない管理不全空き家等又は特定空き家等に対する措置)</p> <p>第12条の3 法第13条の規定は、管理不全空き家等(同条第1項に規定するものを除く。)について準用する。</p> <p>2 法第9条第2項、法第22条第1項から第8項まで及び第13項から第15項までの規定は、特定空き家等(法第2条第2項に規定するものを除く。)について準用する。この場合において、法第22条第15項中「行政手続法(平成5年法律第88号)」とあるのは「長岡京市行政手続条例(平成8年長岡京市条例第25号)」と読み替えるものとする。</p>

④ 協議会の所掌事務【条例第15条】

- ・具体的な文言に変更
- ・特定空き家等に対する勧告と代執行規定の項目を分離

最終案	前回協議会資料
<p>(所掌事務)</p> <p>第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(3) <u>特定空き家等に対する勧告</u>、命令に関する事。</p> <p>(4) <u>法第22条第9項から第11項の規定による代執行に関する事。</u></p> <p>(5) <u>管理不全空き家等に対する勧告</u>に関する事。</p> <p>(6) 【略 号の繰下げ】</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(3) 法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令並びに同条第9項から第11項の規定による代執行に関する事。</p> <p>(4) 法第13条第2項の規定による勧告に関する事。</p> <p>(5) 【略】</p>

⑤ 審査会の所掌事務【条例第23条】

- ・具体的な文言に変更

最終案	前回協議会資料
<p>(所掌事務)</p> <p>第23条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 特定空き家等の認定に関する事。</p> <p>(2) <u>特定空き家等に対する助言又は指導</u>に関する事。</p> <p>(3) 管理不全空き家等の認定に関する事。</p> <p>(4) <u>管理不全空き家等に対する指導</u>に関する事。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第23条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 特定空き家等の認定に関する事。</p> <p>(2) 法第22条第1項の助言又は指導に関する事。</p> <p>(3) 管理不全空き家等の認定に関する事。</p> <p>(4) 法第13条第1項の指導に関する事。</p>